

平成30年11月5日

宇陀市議会議長
上 田 徳 殿

宿泊事業者誘致・公園整備
事業推進特別委員会
委員長 廣 澤 孝 英

宿泊事業者誘致・公園整備事業推進特別委員会報告書

本委員会に付託された調査事件について、調査の結果を下記のとおり宇陀市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

1. 委員会設置の経緯、目的

宇陀市は、奈良県東部地域の拠点となる宿泊施設を誘致し、老朽化の進む保養センター美榛苑に代わる市の宿泊環境を整える為、宿泊事業予定者を募集し、平成29年5月16日に休暇村協会と「宇陀市宿泊事業者誘致事業の推進に関する協定書」締結式を行い、進めてきた宿泊事業者誘致、公園整備事業について、高見市長は6月議会で事業の見直しを表明された。

宇陀市議会として、この事業は、市の将来にとって重要な事業であり、県との包括協定等も関係しているため、市長の言われる事業見直しについて、集中審議、調査するため設置した。

2. 委員定数および委員名

定 数	8名		
委 員 長	廣澤 孝英		
副委員長	井谷 憲司		
委 員	菊岡 千秋	宮下 公一	松浦 利久子
	亀井 雅之	寺脇 慶治	井戸家 理夫

3. 委員会等の開催および経過

【平成30年】

- 6月25日 第2回定例会最終日に特別委員会を設置
- 7月12日 特別委員会協議会開催 質疑内容等、確認事項を協議
- 7月12日 特別委員会開催 理事者への質問
- 8月17日 市長は事業断念書類を正副委員長に手渡（市長に返却）
- 8月22日 特別委員会開催（委員会傍聴の準備不足により散会）
- 8月28日 特別委員会開催 理事者への質問
- 8月31日 理事者へ委員会の調査研究のため資料請求
- 9月7日 特別委員会開催 理事者への質問
- 9月19日 理事者へ委員会の調査研究のため資料請求（再請求）
- 9月25日 特別委員会開催 理事者への質問
- 10月1日 議会だより臨時号発行 市民へ委員会審議内容の報告
- 10月5日 特別委員会開催 理事者へ資料確認、委員会の調査結果

4. 調査内容

事業見直し、また事業断念にいたった根拠について調査する。

この調査に必要な下記の項目について市長へ資料請求を行う。

- (1) 休暇村協会に提案予定であった、公園事業費と図面
- (2) 国庫補助金が無い中での財源内訳と将来見通し
- (3) 事業費が25億円から30億円となる根拠書類
- (4) 経済波及効果が、当初の試算から説明数値に変わったことを示す資料
- (5) 新たな公園整備の概算事業費の内訳
- (6) 美榛苑運営の考え方と改修費用の概算資料
- (7) 断念との決定にいたった数字の入った資料

5. 調査結果

市長からは、委員会が求めていた資料は提出されず、これ以上、宿泊事業者誘致・公園整備事業推進の集中審議ができない為、これまでに議会に提出された資料をもとに委員会として調査した結果、宿泊事業者誘致・公園整備事業を推進すべきものとの結果にいたった。

6. 終わりに

今回の委員会では、宿泊事業者誘致事業・公園整備事業が見直し、断念、中止の市長の決定について、議会として継続の立場で設置し審議し

て参りました。

この事業は、前市長から平成 28 年に提案され、議会でも 2 年に亘り審議され、事業者の公募・決定・協定締結、事業予定地の測量や基本設計などが予算化され、実施している継続事業であります。

市長の交代に当り、新市長から見直しの方針が示され、協定締結相手方である（一財）休暇村協会との話し合いも行われ、宇陀市からの公園整備変更案の提案を発言しておきながら、提案されず、一方的な誘致事業断念の決定が発表され、（一財）休暇村協会との信頼関係が壊れてしまいました。

今回も市長のトップダウンによる政策の変更で、十分な庁内での協議や合意形成がされないままの市長の方針決定で、市長の独断でありました。

委員会審議では、以前、議会に提出された資料に対し、正確でないなどの指摘を行ないながら、市長は、委員会からの事業を断念にする根拠資料の請求にも応じず、持論での発言で、委員会は、議論が噛み合わないまま審議を続けてきましたが、相手事業者に対し、いつまでも先送りできず、この委員会としての方針を採決し、事業を推進すべきとの結果になった。この事業は、宇陀市の将来には必要である。

市長には、二元代表制の尊重に努め、議会に正確な資料提供と丁寧な説明すること、庁内では政策調整会議が正常に機能し、合意形成がなされ、市長の独断にならないようにすることを切望する。

議会は、行政としっかりと協力して、宇陀市の発展のために尽力していきます。